

短期給付

Q1 「高額療養費」、「一部負担金払戻金」の請求方法を教えてください。

高額療養費、一部負担金払戻金および家族療養費附加金は、原則として、医療機関等からのレセプトに基づき共済組合で計算をして自動給付をしていますので、組合員からの請求の必要はありません。

Q2 入院時に、病院から「限度額適用認定証」を準備するように言われました。申請方法を教えてください。

「限度額適用認定申請書」を、所属所へご提出ください。※療養を受けた月の属する年度(療養を受けた月が4月から7月までの場合は前年度)において組合員が市町村民税の非課税者である場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」の提出となります。

Q3 組合員証が交付される前に、医療機関を自費で受診しました。

「療養費・家族療養費」の請求をすると、自己負担した医療費のうち、自己負担割合額を控除した額が支給されます。請求時には、受診した医療機関が発行した診療報酬明細書と、医療機関で支払った医療費の領収書の原本が必要です。紛失しないようご注意ください。

Q4 育児休業手当金の支給期間の特例について教えてください。

特別な事情に該当するときには、支給期間を1歳6ヶ月(または2歳)まで延長することができます。主な要件として、育児休業の対象となる子について、認可保育所における保育が実施されないことがあります。ただし、1歳の誕生日※の前日までに保育所に入所申し込みをし、入所希望日が誕生日以前であり、誕生日以後の期間について認可保育所へ入所できない場合(1歳※の時点において待機児童であること)。入所申し込みをしていない場合や、入所申し込み日や入所希望日が誕生日以降の場合は、延長要件を満たさないため、ご注意ください。

※2歳に達する日まで期間を延長する場合は1歳6ヶ月になる日。

第3編 Q & A

Q5 育児休業手当金の支給延長期間中に、認可保育園への入所が決定しました。手続きは必要でしょうか。

育児休業の対象となる子について、認可保育園への入所が決定した場合、手当金の支給は入所日の前日までとなります。支給期間短縮の請求書を所属所へご提出ください。また、認可保育園入所後のならし保育の期間についても支給期間延長の対象外となりますので、ご注意ください。

Q6 傷病手当金は、給料が無休にならないと支給されないのですか。

休職期間中に80/100の給料が支給されている場合についても、支給された報酬日額が傷病手当金の給付日額よりも少ない場合には、差額が支給されます。地共済担当者へご確認ください。

Q7 出産手当金は、すべての組合員が支給の対象となりますか。

地方公務員の場合は、産前産後休暇について報酬の全額が支給されるため、資格喪失後の給付以外で実際に支給されることはありません。

Q8 現在休職中ですが、給付金決定通知書が届きません。

給付金決定通知書は、休職期間中の方の場合、地共済に登録されている住所宛に送付をしています。住所変更手続きを行っていない可能性がありますので、組合員証記載事項変更申告書を提出し、住所変更をしているかご確認ください。

Q9 給付金決定通知書が届いたが、口座に振込がありません。

短期給付金の振込口座は、地共済の資格取得時に申請をした口座となっており、給料等の振込口座とは異なる場合があります。給付金決定通知書に振込金融機関の記載がありますので、ご確認ください。

Q10 短期給付金の振込口座は変更できますか。

短期給付金の振込口座を変更するには、組合員証記載事項変更申告書を所属所へ提出してください。給料の振込口座変更とは別での提出が必要となりますので、ご注意ください。